## 土地改良区だより NO.28

# 水土里ネット大口



# 伊佐市大口土地改良区

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里53番地1 TeI 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528 E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp ◇ 組合員の総数 1,429名◇ 地区の総面積 730町1反 (2021.10.26現在)



# ごあいさつ

## 理事長 甲斐 隆喜

秋冷の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと存じます。また日頃より土 地改良区の運営並びに事業の推進等につきましては格段のご理解とご協力をいただいておりま すこと衷心より感謝申し上げます。

昨年の春先より新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、8月には東京オリンピックパラリンピックが開催され、予想を上回るメダルラッシュとなりました。歓喜にわき、気の緩みも幾分かあったところでしょうが、お盆を境に全国各地で災害級の感染拡大に発展しております。今後は各人において今一層の感染対策を肝に銘じる必要が絶対と思われます。

並行して近年の豪雨水害には本当に驚くばかりです。5月には季節外れの大雨となり、道水路や田んぼの土手が崩壊、市街地の床下浸水などの事案が発生しました。本格的な梅雨時期には天気予報にもなかった線状降水帯が発生し、昨年に引き続き大きな被害が発生しております。本区管内におきましても100件近い報告が寄せられております。秋以降、早期復旧に向け全力で取り組んでいきたいと考えております。

計画的な施設改修としましては、「農業水路等長寿命化・防災減災事業」として令和元年度より進めて参りました豊穂頭首工の油圧ゲートの改修が完了し、本年度は同事業において春村ポンプ地区の揚水ポンプの更新と管理道路の造成を計画しております。また、大田地区の農地中間管理機構関連農地整備事業は地元の施工同意も順調に取得できておりまして計画どおり令和6年度の着工を目指しているところであります。

伊佐地方は米どころでありながら兼業農家、飯米農家の減少が著しく、農地や施設を含めた農村環境の保全が本当に難しくなってきております。年明け3月には総代・役員の改選が控えておりますが、新しい風を採り入れながら、しっかりと前を見据えて頑張って参りたいと思います。末尾に地域農村の発展と組合員の皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

# 財務 状況 報告

規約第47条、会計細則65条により、伊佐市大口土地改良区の財務状況を公表します。

## 令和3年度 一般会計収入支出予算の執行状況

令和3年9月30日現在(単位:円)

	収	入					支	出	
科目	予算額	収入済額	未収入額	科	目		予算額	支出済額	予算残額
1.組合費	14,873,800	<b>33.7</b> 7.77.00 (1)	14,873,800	1.事	務	費	14,936,000	4,897,240	10,038,760
		_							
経常賦課金	13,055,900	0	13,055,900		務	費	14,425,000	4,897,240	9,527,760
特別賦課金	1,817,900	0	1,817,900	総	代会		511,000	0	511,000
2. 使 用 料	600,000	450,000	150,000	2. 財	産	費	4,175,000	0	4,175,000
3. 補 助 金	5,861,300	3,360,000	2,501,300	3. 諸	負担	金	258,000	72,434	185,566
償 還 金	3,331,300	0	3,331,300	4. 借	入金和	训息	0	0	0
水門	190,000	0	190,000	5. 維持	寺管理	里費	6,240,000	1,120,209	5,119,791
施設管理	2,340,000	3,360,000	△ 1,020,000	水	路	費	2,327,000	92,528	2,234,472
4. 雑 収 入	3,175,400	143,188	3,032,212	管	理	費	3,113,000	1,027,681	2,085,319
電柱敷地料	1,300,000	390	1,299,610	適」	E化事	丰業	800,000	0	800,000
加入金	10,000	0	10,000	6. 事	業	費	6,750,500	40,712	6,709,788
雑 収 入	340,400	142,798	197,602	事	務	費	1,726,000	40,712	1,685,288
業務受託料	1,525,000	0	1,525,000	負	担	金	810,000	0	810,000
5. 繰入金	294,500	0	294,500	償	還	金	4,214,500	0	4,214,500
6. 繰 越 金	8,350,000	9,425,330	△ 1,075,330	7. 返	戻	金		0	0
				8. 予	備	費	795,500	0	795,500
計	33,155,000	13,378,518	19,776,482		計		33,155,000	6,130,595	27,024,405

土地改良区の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、5月末日を出納閉鎖日として、決算書を作成しております。

年2回の定期監査の他、土地改良区監理所管による定期検査が実施され、事業並びに土地改良区運営の全般に わたり検査指導が行われ、牽制強化により会計経理の健全化を図り、内容を明瞭にしております。

### 令和2年度

## 一般会計収入支出決算書 (単位:円)

	Д.	Z	入					支	ξ	出		
科	目		決	算	額		科	E	1	決	算	額
1.組	合	費	15	,274	,030	1.	事	務	費	14	,616	,242
2. 使	用	料	1	,966	,270	2.	財	産	費	2	,554	,000
3. 補	助	金	7	,227	,198	3.	諸	負担	金		219	,196
4. 雜	収	入	3	,216	,731	4.	借え	人金利	间息			0
5. 繰	入	金	1	,066	,500	5.	維持	寺管理	里費	2	,992	,563
6. 繰	越	金	9	,265	,019	6.	事	業	費	8	,208	,417
						7.	返	戻	金			0
						8.	予	備	費			0
İ	計		38,	015	,748			計		28,	590	,418

収支差引残高9,425,330円が令和3年度へ繰越

#### 監查報告

令和3年度第1回監事会が開催され、令和2年度 の運営・事業・会計・経理について監査が実施され ました。その結果、何ら異常等は認められなかった ことを報告致します。

令和3年7月8日

総括監事 石原 昭紀 ⑩ 監 事 鳥巣 祐二 ⑩ " 山口 正二 邱

## 令和2年度

## 特別会計収入支出決算書 (単位:円)

会計種別	収入決算額	支出決算額	差引
地区除外決済金積立	15,682,364	669,500	15,012,864
退職給与積立金	21,342,245	15,853,120	5,489,125
研修費積立金	540,701	25,127	515,574
河川道路用地売収金	2,627,556	0	2,627,556
管理用地使用料積立	6,437,533	197,000	6,240,533
財政基金積立金	5,156,251	200,000	4,956,251
		差引額が令利	13年度へ繰越

#### 令和2年度 財産 目録

(令和3年5月31日現在)

## 資 産

流動資産(現金、預金) 9,425,330円 特定資産(積立金見返預金) 34,841,903円 出資金(県信連、北さつま農協) 101,000円 固定資産(備品等) 1,461,432円 資産合計 45,829,665円

#### 負債

長期負債(県営圃場整備事業借入金)

8,798,641円 短期負債(積立引当金等) 34,841,903円 **負債合計** 43,640,544円

# 来春3月は、役員・総代の改選です。

来年3月14日には総代、25日には役員の任期満了を迎えます。土地改良法の改正により、理事の5分の3以上は耕作農家でなくてはなりません。(土地持ち非農家からの立候補には制限があります)また監事の定数3名のうち、1名以上は組合員外からの選出が義務付けられました。(A・Bの地域から1名ずつと員外1名)

(区割り・選出人員は下表のとおりです)

∵ಜ₩г⊽	自治会名		新					
選挙区			総代数	理事数	監事数			
	春	村	1					
	平 原	前		1				
	平出	水	1					
	小 木	原						
	渕	辺	1					
	高	柳	1					
	大	田	1					
	上 新	町	1					
	郡山地		1					
	里	町	1	1				
	とど	3						
	西水	流	1					
	井 手	原			А			
		町						
	上八	坂	1	1				
	下八	坂						
	稲荷	町						
1	仲	町						
	朝日	町	4					
	戸 切 地		1					
	大 	道 松	1					
	水ノ	伍 手	1 1					
		_ <del></del> 町	1					
	<u>上</u> 元 中元	町						
	下 元	 町	2					
	東元	 町	_					
	元町実							
	国ノ	<del></del> +						
	原	_ <u>-</u>	1	1				
	小水	 流	1					
	忠	元						
	諏訪馬							
	上之馬		1					
	_ თ	山						
	遠	田	2					
	鳥巣	上	1					
2	鳥巣	下	1	1	В			
2	松木	原		1	ם			
	冒	士	1					
	白	木						

		まは 下板のとおりです )					
選挙区	自治会名	総代数	理事数	監事数			
	大 島 北	1					
	萩谷羽月山之口 麓町羽月上ノ馬場	1	1				
	大島南	2	_				
		1					
3	包ノ原	-		В			
	金波田上	2	4				
	金波田下	2	1				
	堂崎	1					
	駅前	1					
	湯之谷	1 1	1				
	下 殿	1	1				
	大 住						
	高 津 原	1					
	牛 尾 地 区	3		_			
	白ヶ谷	1					
4	永 野 原	1	1	В			
	奈良野	1					
	<u>鉱業所</u> 目丸地区	1					
		3	1				
	一條が地区	1	_				
	<u> </u>	2					
5		2	1	Α			
	<u> </u>	2					
	上木ノ氏	2					
	一ノ渡瀬		1				
	笹 野	1					
	郡 山 地 区	2					
	大 田	1					
6	高 柳		1	Α			
	木 崎	2					
	浜 里	1					
	川島						

※ 各自治会におかれましては、次年度役員の選出が行われることと思いますが、併せて土地改良区の役員・総代の選出を隣接する関係自治会との協議をお願いします。

各自治会には、来年1月中旬を目途に立候補届等の関係文書を発送予定です。



## 今秋の 事業実施

## 農業用水路等長寿命化防災減災事業(春村ポンプ地区)

#### 揚水ポンプ2基の更新と管理道路の造設

大田地区の西側約35町歩の水利を賄う揚水ポンプの定期更新と、ポンプの据え付けはこれまで対岸から重機で吊り上げて搬入しておりましたが、危険度が高くなっていることから、国道からの管理道路の設置を計画しております。

◇ 令和3年度の改修工事費(概算) 14,500千円 (令和3年8月時点) 負担区分 国55%、県25%、市20%、地元は市負担分の20% すなわち事業費の4.00% (580千円)

尚、地元負担金については、現在進めております大田地区中間管理機構関連事業 に伴う、農地集積協力金の活用を見込んでおります。



上の写真は管理道路造成計画場所 右の写真は揚水ポンプ場



今後の 事業計画

# 県営農地中間管理機構関連農地整備事業 大田地区

平成30年度より標記事業の導入に向けて、関係者への説明会の実施、農地中間管理機構への預け入れを推進してきました。本年度は県当局において事業採択申請、土地改良法の手続きが進められ、地元では施工同意書の取得に努めております。

令和4年度・5年度は現地調査による測量設計業務の実施と従前地調査、 換地計画原案の作成が予定されております。順調に進みますと令和6年度の秋から 圃場整備事業に着工の予定です。

関係者の皆様には、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

# ・・・・・・ 令和3年度 慰毘金及び徴収期間について

# 1. 賦課額 (予算額)

(1) 経常賦課金 13,055,900 円

10a当りの賦課額

田: 一律 1,850円 (定款で定めた天水田については1/2)

ただし、大字山野・渕辺(山野十曽土地改良区との重複地)については、1,230円とする

畑:一律 930円

(2) 特別賦課金 1,817,900 円 (ほ場整備事業他工事費受益者負担分)

10a当りの賦課額

	羽	月	第	=	羽	月
	地	区	地			区
負 担 額	270P	9		360	円	

	長寿防災 春村ポンプ地区	適正化事業
	大田水系	羽月頭首工
負 担 額	全体 580,000円	430円



#### 【備考】

- \*羽月地区と第二羽月地区は均等調整後の負担額になります。
- \*春村ポンプ地区につきましては大田地区農地集積協力金を充当(直接賦課はありません)
- \*羽月頭首工は令和3年度までの負担金拠出となります。

## 2. 徴収期間と徴収方法

- (1) 徴収期間 今和3年11月19日から令和3年12月10日まで
- (2) 徴収方法 原則として自治会別による徴収を行っております。



# 令和2年度も、賦課金徴収100%を達成!!

JA北さつま口座からの自動振替も実施しておりますので事務局へお問い合せください。

# 郵便局で払込取扱票によるお支払いされている組合員様へ

ゆうちょ銀行からの払込取扱票による納入につきましては、その手数料は本区で負担しておりましたが、 令和4年1月17日以降、ゆうちょ料金の改定等に伴い、窓口やATMで**現金お支払い**の場合、払込 人様にも1件ごとに**手数料(110円)**が発生いたしますので、ご注意ください。

また、ゆうちょ銀行のほかに、かねてよりご要望のありました**コンビニでの決済**を**11・12月のみ**お支払 方法としてお選びいただけるようになりました。この場合、払込人様の手数料はかかりません。

組合費(賦課金)は土地改良区の主要な財源です。 「賦課金の期限内納入にご理解とご協力を」

# 組合員の皆様へ

## 経常賦課金とは・・・・

土地改良組合の運営費および施設の維持管理費になります。管理区域内で登記簿上、「田・畑」である以上、固定資産税と同様の扱いとなります。

#### 特別賦課金とは・・・・

県営は場整備事業等の事業負担金です。 農家の負担分を毎年分割という形で、国 へ返納しております。

#### 償還金(特別賦課金)の残債期間

羽月地区・・・令和5年度まで 第二羽月地区・・・令和6年度まで

# 生地数良回体における 女性参画推進検討業務がスタート

第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日 閣議決定)に土地改良区における女性理事登用の成 果目標が規定されたことに基づき、土地改良長期計 画(令和3年3月23日閣議決定)においても、同主旨 が規定されました。

女性理事が登用されていない組織数 2016年度 3737/3900 → **2025年度 0** へ

理事に占める女性の割合 2016年度 0.6% → **2025年度 10%** へ

# こんなときは必ず届出を提出してください!!

- ◆ 農地の異動 (売買・交換・賃貸借等)
- ◆ 農業者年金受給による経営移譲
- ◆ 組合員の死亡・住所の変更等
- ◆ 農地を宅地等へ転用
- ◆ 公共事業(用地買収)による転用
- ◆ 指定□座の変更・閉鎖

【注意】 届出がない場合は、 従前の人に賦課金が かかります (申告主義です)

- ※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良 区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。
- ※ 農地を転用する場合は、地区除外の手続きが必要です。(転用決済金が発生します) 地区除外転用決済金とは、かんがい排水事業等を関係受益者で導入し、造成された施設の 維持管理はその受益者の義務となります。そうした中、転用により農地が減少することで、 残された組合員への施設管理費等の負担を軽減するため、規定されております。

## 

伊佐市大口里53番地1

TEL 0995-22-9013 FAX 0995-22-5528

